

篠栗町国土強靱化地域計画



令和 5年 3月

篠 栗 町

篠栗町国土強靱化地域計画

令和 5年 3月
篠 栗 町

目 次

第1章 総 則	1
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定及び計画推進の方策	2
第2章 篠栗町の地域特性（町の概況）	3
1 自然特性	3
2 社会特性	3
3 災害特性	5
第3章 篠栗町強靱化の基本的な考え方	6
1 対象とする災害	6
2 国土強靱化の意義	6
3 地域強靱化の目標	7
4 強靱化推進の基本的な方針	8
第4章 篠栗町防災体制整備上の現状と課題（脆弱性の分析・評価）	11
1 脆弱性評価の考え方	11
2 脆弱性の分析・評価の手順	11
3 「最悪の事態(リスク・シナリオ)」の設定	11
4 施策分野の設定	11
5 脆弱性の評価	12
6 強靱化のための重点的な取組	12
第5章 リスク・シナリオごとの強靱化施策の推進方針	14
別 紙	
別紙1 生起してはならない最悪の事態（リスク・シナリオ）	16
別紙2 「リスク・シナリオごとの脆弱性評価」	17
別紙3 「個別事業一覧」	38

第1章 総 則

1 計画の策定趣旨

我が国では、古来より多くの災害が発生し、国民は、その度に多大な犠牲を強いられ、先人の伝承や教訓を防災の知恵として大災害を回避してきた。

社会・経済システムが発展し、防災体制の整備も進められてきたが、近年、阪神・淡路大震災、新潟県中越(沖)地震、東日本大震災、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、熊本地震等の地震災害や、毎年のように発生する台風、豪雨災害等、予想を大きく上回る大規模災害が発生し、社会・経済システムの大規模災害に対する強靭性は、施設の老朽化等も相まって、相対的に弱くなっていると言わざるを得ない(脆弱性が高まっている)。

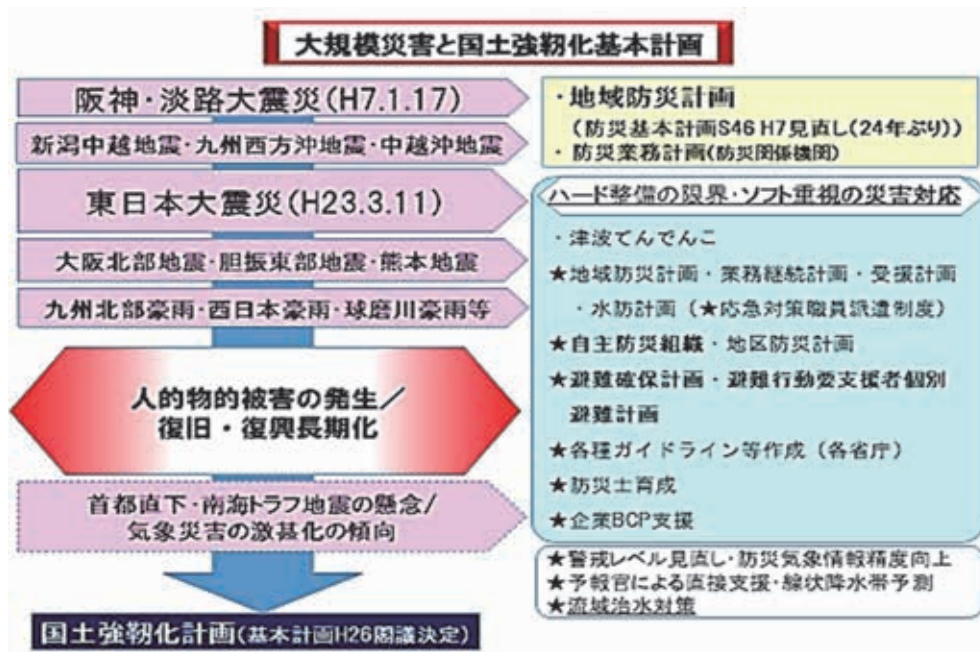
福岡県地域においても、福岡県西方沖地震(平成17年)、九州北部豪雨(平成21年・24年・29年)・平成30年7月豪雨等甚大な被害が発生し、復旧・復興は長期に及んでいる。

その間、地域コミュニティの分断、地域経済の停滞等多くの課題を抱えることとなり、災害被害の軽減と迅速な復旧・復興の重要性が改めて認識されるようになった。

国は、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「基本法」という。)を施行し、平成26年6月に「国土強靭化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定された(平成30年12月、基本計画の変更について閣議決定)。

福岡県でも、平成28年3月に基本計画を踏まえた「福岡県地域強靭化計画」(以下「県地域強靭化計画」という。)が策定された。

町は、国・県の地域強靭化計画を踏まえ、当面、自然災害を対象として、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「靱(しなやか)さ」をもって対応できる安全・安心な地域社会を予め構築すること(強靭化)を目指す「篠栗町国土強靭化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定するものである。



2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、町の防災・減災に係る最上位計画である。

このため、地域防災計画と緊密に連携するとともに、篠栗町第7次総合計画をはじめとする、町の各計画と関係を深化させ、すべての行政事務に防災の視点を持って、総合的な防災体制を平常時から構築するためのグランド・デザインとなるものである。

3 計画の期間

国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に連携した計画の推進を図るとともに、篠栗町第7次総合計画や、国・県と連携した地域の強靱化を目指すため、令和5年度から9年度までの5カ年を基準とし、施策の進捗や、社会・経済情勢の変化等を踏まえて中間見直しを行い、適宜修正する。

4 計画の策定及び計画推進の方策

(1) 全庁的な検討体制の構築

今後も引き続き、各課等全庁態勢で計画の具体化、見直しを行い、町総合計画等との融合を深化させて、すべての行政事務に防災の視点を持ってまちづくりを行う体制の構築を目指す。

(2) 恒常的なPDCAサイクルの実施

ア 施策の進捗管理及び計画の見直し

計画全体の見直し・改善から個別事業の進捗管理まで、PDCAサイクルによって、事業等の結節を捉えて計画及び進捗状況の評価を繰り返し、施策の着実な進捗を図る。

イ 災害における強靱化施策の効果の検証

災害の発生後、整備した施設等を点検することにより、強靱化施策の効果を判定し、成果及び課題を今後の強靱化施策に反映する。

第2章 篠栗町の地域特性(町の概況)

1 自然特性

(1) 地 勢

町は、福岡市の東側に位置し、東西約8km、南北約7kmで、総面積は、38.93k㎡である。町の北側は、久山町及び宮若市、東側は飯塚市、南側は須恵町、西側は粕屋町に接している。

町域の7割を山地・森林が占めており、町東部から南部にかけて標高600m以上の山々が連なり、最高峰は三郡山地に属する若杉山(681m)である。

山地部は、全体的に急斜面であり、萩尾地区、二瀬川はじめ随所にV字谷が発達している。

中小河川は、二瀬川、飯盛川、若杉川が多々良川に合流し、多々良川は、町西側平地部に集中する市街地を東西に貫流している。

(2) 地 質

東部の山地は、古生代の相田層や三郡変成岩と中生代の花崗岩等比較的古い地形で形成され、中西部の丘陵地帯から平野部は、新生代古第三紀層と最も新しい時代の地層である沖積層からなっている。

(3) 気 候

年平均気温は約17.1℃、平均月降水量は約143.3mmで、比較的温暖であるが、冬季は山間部の一部で積雪等のため交通障害を招くことがある。

近年、我が国周辺の海水温が上昇傾向にあり、大量の水蒸気が九州上空に流れ込むと、気圧配置、前線の停滞等により、線状降水帯の発生等急な大雨が一地域に長時間降る場合がある。

2 社会特性

(1) 人口バランスは比較的良好だが高齢化は進行

本町の人口は、令和4年3月末31,162人で、過去5年間は減少しているが、男女とも生産年齢人口は増加傾向にある。

国、県(高齢化率約28%)に比較して、出生率が高く高齢化率が低いが、65歳以上の高齢者人口の割合は、平成17年に17.1%だったものが、令和3年度には25.0%となり、高齢化が進行している。2040年には住民の3分の1が高齢者になると見込まれている。

世帯数は、平成30年と令和4年で比較すると約500世帯ほど増加しており、核家族化が進行している。

福岡都市圏への通勤者が増加し、昼間の生産年齢人口は減少傾向にある。

(2) 第3次産業主体の地域経済

生産年齢人口は、第1次産業・第2次産業人口が長期的に低迷する一方、第3次産業は増加している。

第1次産業人口は年々減少傾向にあり、従事者の高齢化と後継者の不足等により、不在地主、荒廃農地の拡大が懸念されている。

第2次産業人口も減少傾向にあるが、彩り台に篠栗北地区産業団地が建設中で、地域経済の今後の向上が期待される。

第3次産業は、流通業が福岡インターに近い利点を活かし、町内に進出しているが、地域の商業は、町外の大型店舗等により減少傾向にある。

(3) 交通の利便性は良好

町は、福岡県庁や福岡空港まで車で約30分（高速利用）の位置にあり、交通の利便性は全般的に良好である。

道路交通は、国道201号線福岡東バイパス（町内延長10.49km）が、市街地を迂回して東西に通っており、九州自動車道福岡インターチェンジ及び福岡都市高速粕屋ランプに接続している。

長距離の高速輸送に適し、自衛隊等の災害派遣や広域応援の迅速な到着に有利である。

粕屋警察署、粕屋南部消防組合中部消防署は、同バイパス沿線にあり、緊急時の迅速な到着が可能である。

同国道は、町東側で八木山バイパス（同3.90km）に接続しており、飯塚市方向の交通の利便性は良好で、同バイパスは、現在4車線化工事が進行中である。（2029年完成予定）

町道は、574路線（総延長180.68km）あり、生活道路の舗装はほぼ達成しているが、町全体の改良率は68.63%（令和3年3月末現在）である。

鉄道交通は、JR九州「福北ゆたか線」が博多―直方間を結んでおり、町内には篠栗駅、筑前山手駅、城戸南蔵院前駅の3駅がある。

(4) 地域資源

町には、ブロンズ製では世界最大級の釈迦涅槃像、篠栗四国八十八ヵ所霊場、大和の森と呼ばれる若杉大杉群等の観光名所があるほか、九大の森、森林セラピーロード、米ノ山等の地域資源があり、多くの観光客が訪れている。

(5) 地域コミュニティ

自治会加入率は、2016年度70.3%であったが、5年間で3.7%減少しており、比較的高い水準を維持しているものの、地域の絆をいかに維持していくかが課題である。

3 災害特性

(1) 風水害

例年、九州は、台風や大雨により、人的物的被害や風倒木等の山林被害が出ている。

平成21年、町は、中国九州豪雨災害で土砂災害により尊い人命が失われた。

町は、約7割が森林、山地部であることから、地すべり等の気象災害が発生しやすい地域である。危険箇所は、山地部ほか山すその住宅地域等の近傍にもあり、大雨や地震により土砂災害が発生した場合、住家等に被害を与える可能性がある。

多々良川の河川沿いが家屋倒壊等氾濫想定区域に指定され、河岸浸食や氾濫流が発生する可能性がある。多々良川が平地部を貫流するため、大雨等による氾濫、洪水、浸水被害等の可能性がある。

山間部の中小河川でも、急な増水やがけ崩れ等土砂災害の可能性がある。

山すそには、随所に土砂災害警戒地域等があり、山地部に接する住宅地域にも影響を及ぼす可能性がある。

温暖化の影響等により、大型の台風、急な豪雨、線状降水帯の発生等が懸念され、長雨や線状降水帯等短時間の豪雨でも、雨量が増大すると町全域で災害被害の発生の可能性が高まる。

(2) 地震災害

町の周囲には、福岡県の想定地震の震源となる警固断層のほか、宇美断層、西山断層が確認されており、町の予想震度はいずれも6弱で、何らかの被害が発生する恐れがある震度である。

第3章 篠栗町強靱化の基本的な考え方

1 対象とする災害

本計画は、町の過去の災害、国・県の計画を踏まえ、大規模の自然災害を対象とする。

2 国土強靱化の意義

(1) 国土強靱化の意義及び必要性

「国土強靱化」とは、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「靱（しなやか）さ」をもって対応できる、安全・安心な地域社会を予め構築することである。

(2) 国土強靱化の効果

ア 地域防災力の総合的な向上

強靱化計画の手法により、ハードとソフトの組合せや、自助・共助・公助の連携等防災機能の有機的連携により地域防災力の総合的な向上を目指すことができる。

イ 多目的な事業／平時の有効活用による効率性の追求

資源の制約の下、すべての行政事務に防災の視点で臨むことにより、多目的な事業の立案や平時の有効活用につながり、効率性を追求できる。

ウ 地域コミュニティの強化

地域の防災体制の整備を通じ、地域の人間関係を再構築することで、地域コミュニティの強化につながる。

エ SDGsへの貢献

国土強靱化の推進は、2015年(平成27年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の複数の目標に直接的間接的に関連している。

★ 災害対応に直接関連するSDGs目標及びターゲット	
1 貧困をなくそう	: 1.5 災害に対する暴露・脆弱性の軽減
2 飢餓をゼロに	: 2.4 災害等への適応能力を向上させ、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を实践
6 安全な水とトイレを世界中に	: 6.2 安全な水とトイレ・弱者のニーズへの配慮
11 住み続けられる街づくりを	: 11.5 災害死、被災者の大幅削減・直接的経済損失大幅減 11.b 災害に対する強靱化を目指す総合的政策・計画を導入した都市の大幅増加 仙台防災枠組2015-2030に沿ったあらゆるレベルでの災害リスク管理・策定・実施
13 気候変動に対する具体的な対策	: 13.1 自然災害に対する強靱性と適応力の強化

3 地域強靱化の目標

(1) 地域強靱化の基本目標

国土強靱化の基本目標を踏まえ、町の強靱化の「基本目標」を以下のように設定する。災害時、「基本目標」が達成されることが、地域が「強靱化」したことになる。

【強靱化の基本目標】

最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげて、いかなる災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を達成すること

(2) 「事前に備えるべき目標」

災害発生時、上記基本目標を達成するため、日ごろから準備しておかなければならない体制整備の目標として、国・県が掲げる8目標を設定する。

【事前に備えるべき目標】

- i 直接死を最大限防ぐ
- ii 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- iii 必要不可欠な行政機能は確保する
- iv 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- v ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- vi 経済活動を機能不全に陥らせない
- vii 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- viii 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4 強靱化推進の基本的な方針

(1) 脆弱性の本質的要因に対するアプローチ

災害時、上記の目標を達成するため、日ごろから、脆弱性を構成する本質的な要因の計画的な改善を図る。

地域の脆弱性を左右する本質的要因は、災害に対する防災設備等の強度(ハード)と、町職員、町民をはじめとする地域の災害対応力(ソフト)である。

このため、①ハード対策として、防災施設・設備等の整備を計画的かつ着実に推進するとともに、②地域住民等の防災意識の向上、組織的災害対応活動の習熟等ソフト対策をそれぞれ推進しつつ、③両者を逐次有機的に組織化して、地域の強靱性の向上を図る。

ア ハード対策

(ア) 体制整備における重点化形成による計画的な整備

ハード整備は長期間を要するため、計画的に整備を推進していく。

このため、短期的目標と長期的視野に立って、段階的に優先順位と整備重点を定め、計画的に整備事業を推進する。

(イ) 代替性・冗長[※]性の確保に留意した必須機能の整備

情報通信等災害時に必須の機能、ライフライン等長期の機能停止が地域社会・経済活動に重大な影響を及ぼす分野等については、強度の向上とともに、多重化、代替手段の確保(冗長性)等を図る。

※ 冗長：一般的に「重複していたり不必要に長かったりして無駄が多いこと。」を言うが、IT用語として使用される場合、「余裕を持たせる」という意味に使われ、システムや機材を複数用意し、故障やトラブルに対して備えることをいう。(出典： 実用日本語表現辞典より引用)

イ ソフト対策

(ア) 町の総合的な防災体制の構築

① 町の災害対応組織を扇の要とした、県・防災関係機関との連携、自主防災組織や近隣自治体等地域との協力体制、地域企業との協力関係の構築、災害対応組織内の機能間の連携等総合的複層的な連携体制の構築により、「自助」「共助」「公助」の連携、行政・住民・事業者の有機的連携の推進を図る。

② 多種多様な防災訓練を計画・実施して、町の防災体制の実効性向上を図る。

(イ) 地域のつながり・地域内の連携の強化

防災出前講座、地域の防災訓練の支援、防災上のニーズの把握等地域の防災活動の活性化、学校教育との連携等により地域のつながりをより強固にするとともに、地域事業者の防災訓練への参加を要請する等地域内の連携の強化を促進する。

(ウ) 事前復興準備の推進

災害復旧・復興構想の検討により事前復興準備を推進して、町総合計画との融合を深化させ、総合的な体制整備を推進する。

イ 地域との連携による地域社会全体の取組み

地域の防災意識向上や防災体制構築の機会を捉えて強靱化推進の啓発を合わせて行い、地域社会が一致して強靱化を目指す風潮を醸成する。

ウ 都市整備計画等との連携による資源の効率的運用

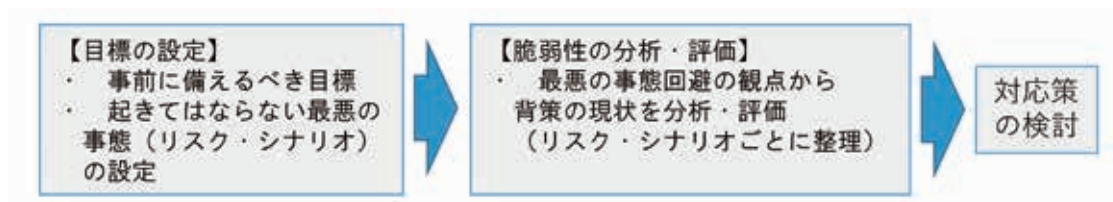
①町の都市整備計画等整備事業と密接に連携し、②「防災施設等の平時の有効活用(多目的化)や整備事業の防災機能兼備等限られた資金の最大活用」③「PPP/PFI等民間資金活用の可能性の追求・模索」等に留意する。

第4章 篠栗町防災体制整備上の現状と課題(脆弱性の分析・評価)

1 脆弱性評価の考え方

大規模災害に対する町の脆弱性の分析・評価とは、災害リスクに対する町の総合的な対応能力に関する状況の把握である。

分析評価は、国・県の手法を基礎として、以下の思考過程に基づいて実施する。



2 脆弱性の分析・評価の手順

① 「最悪の事態が発生する要因」の案出

災害時、どのように最悪の事態に陥るかを予測して、その要因を考察する。

② 脆弱性の現状の分析・評価

上記要因を踏まえ、各課の施策及び各施策の進捗状況を分析・評価する。

③ 脆弱性に関する課題の抽出

リスク・シナリオごとに、施策の総合的評価を行い、結果を整理する。

3 「最悪の事態（リスク・シナリオ）」の設定

(1) 「事前に備えるべき8目標」を達成するための施策の前提となる「最悪の事態(リスク・シナリオ)」は、国・県のシナリオ設定と町の特性を踏まえ、29個のシナリオを設定した。

(2) 別紙1「生起してはならない最悪の事態（リスク・シナリオ）」

4 施策分野の設定

「最悪の事態」を未然に回避するための施策分野を、以下のように設定する。

個別施策分野		横断的分野
① 住宅・都市	⑥ 農林水産	⑪ リスク・コミュニケーション
② 保健医療・福祉	⑦ 地域保全	⑫ 人材育成
③ エネルギー	⑧ 環境	⑬ 官民連携
④ 産業	⑨ 土地利用	⑭ 老朽化対策・研究開発
⑤ 交通・物流	⑩ 行政・消防・防災教育等	

5 脆弱性の評価

別紙2「リスク・シナリオごとの脆弱性評価」

6 強靱化のための重点的な取組

(1) 各対策に必要な要件

ア ハード対策

災害時の運用体制の基盤として、①災害自体を軽減する整備と②避難経路の安全確保や災害対応従事者の活動の容易化等災害対応活動を有利にする整備

- ① 危険箇所の整備
- ② 耐震補強
- ③ 県の流域治水対策に連携した整備
- ④ その他既存計画に基づく整備

イ ソフト対策

地域をはじめとして関係者の有機的連携に基づく災害時の運用体制の構築及び実効性の向上

- ① 災害発生から復興までを見据えた対応体制の構築及び事前復興準備による復興構想の検討
- ② 町災害対応組織と災害対策本部組織及び運用体制(情報発信体制を含む)の整備
- ③ 備蓄の整備を含む避難体制及び物資等輸送体制の整備
- ④ 災害時医療体制(救急救護体制から、健康管理・衛生管理・心身のケアまで)
- ⑤ 上記に連携する災害時支援協定の締結及び既存協定の実体化
- ⑥ 罹災証明の発行業務等復旧期における生活再建支援業務要領の構築

(2) 重点的な取組

脆弱性評価の結果及び上記の各要件を踏まえ、下記のとおり重点を形成して整備を実施する。

- ① 住家等が近く、脆弱性が高い危険箇所や、災害の影響を受ける可能性がある老朽化施設等の点検・整備
- ② 避難経路沿いの道路の側溝、擁壁等の安全化の措置
- ③ 防災重点農業ため池に係るハザードマップや内水ハザードマップの作成等、避難行動要支援者等に配慮した地域の災害リスクの把握・啓発と住民等の安全確保・避難体制強化のための体制整備
- ④ 災害発生の初動期から、長期避難生活・生活再建支援体制に必要な業務要領・実施体制・施設等整備・備蓄等を総合的に検討・具体化

この際、国・県が推進する流域治水プロジェクトに連携し、防災重点農業ため池に係るハザードマップや内水ハザードマップの作成、森林の整備、河川水位やダム水位の観測情報に基づく避難情報判断・発信体制の強化等を行う。

第5章 リスク・シナリオごとの強靱化施策の推進方針

1 直接死を最大限防ぐ

地震に対する耐震化、風水害に対する浸水想定地域の流域治水対策、危険個所の整備等災害の軽減、避難行動等災害対応活動促進のためのハード整備を推進するとともに、地域防災力等自助・共助による救助活動、氾濫危険区域や土砂災害危険区域等への早期の避難情報伝達及び早期避難体制の構築並びに訓練等による実効性向上等ソフト対策の組み合わせにより、災害や建物倒壊等による直接死を最大限防ぐ体制を構築する。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

日ごろから、各拠点等救助・医療基盤及び避難所体制・備蓄体制を充実させるとともに、町の災害対応組織の強化、防災関係機関との連携強化を推進して、災害時、救援部隊、医療班等の派遣要請、状況把握・調整要領を準備し、災害時救援活動を円滑・迅速に着手・実施する態勢を確立する。

特に、多種多様な被災者を受入れられるよう避難所体制を強化するとともに、災害時医療について、発災当初の救急救護に引き続き、避難所における被災者等の健康管理・衛生管理体制を確立できるよう、県・医師会・ボランティア団体等との連携、協定締結等による高齢者等要支援者の生活支援のための人員確保等を強化して、避難環境の確保に万全を期す。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

災害状況の把握・対策立案等災害対応機能、災害時も継続しなければならない行政事務、治安維持機能、行政職員、学校、行政システム等災害時必要な機能の確保要領を日ごろから構築するとともに、協定等により資源を順次確保して、災害対応間も町の行政機能の継続する方途を確立する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

日ごろから、防災行政無線システムほか情報発信機能の多重化に努めるとともに、庁内行政システムの耐震補強を検討し、災害時情報通信機能の維持を図る。

災害対応活動の際、避難所等被災者に対する情報提供要領を検討するとともに、情報通信会社との協定等により、充電サービス等携帯電話を使用できる体制を構築することにより、被災生活間の町民に対する情報通信サービスの提供要領を事前に構築する。

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

災害時のライフライン途絶に備え、緊急車両や発電機用の燃料確保、自家発電の基盤整備、給・排水体制を確立するとともに、協定等により被災者の交通手段を確保して、被災生活や、生活再建の円滑化を図るとともに、県等・インフラ業者等と密接に連携して、応急復旧工事等早期復旧の方途を定めておく。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

日ごろから、企業防災の啓発等を通じ、地域企業の業務継続・早期復旧の重要性とそのための備え等防災意識の醸成に努めるとともに、風評被害の回避策の検討、農業従事者への支援等により、地域経済の停滞予防対策の構想を事前に定めておく。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

防災重点農業用ため池等の点検・整備、緊急連絡網の整備、浸水想定区域図やハザードマップの作成・公表とため池警報等の周知、農地保全・森林整備等県土の保全施策により、複合災害、2次災害の未然防止に努める。

8 社会・経済が、迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

事前復興準備の検討による災害発生から復興に至るグランド・デザインを検討するとともに、その中に災害対策や復旧対策を織り込み、復旧・復興業務の円滑化を図る。

地域防災力の育成・向上をトリガーにした、コミュニティの連帯、自治会加入率の向上につなげ、ひいては防災力の向上に反映させるよう啓発する。

生起してはならない最悪の事態(リスク・シナリオ)

No	事前に備えるべき8目標	生起してはならない最悪の事態 (リスク・シナリオ)	
1	① 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
2		1-2	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
3		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
4		1-4	情報伝達の不備や、防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
5	② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
6		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生(孤立解消施策)
7		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
8		2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
9		2-5	被災地における医療機能・福祉機能の麻痺(麻痺の回避/麻痺した場合の代替策)
10		2-6	被災地における疫病・感染症の大規模発生
11		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
12	③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発
13		3-2	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下
14	④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
15		4-2	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
16	⑤ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
17		5-2	上水道等の長期にわたる供給停止
18		5-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
19		5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
20		5-5	防災インフラの長期にわたる機能不全
21	⑥ 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーン、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
22		6-2	食料等の安定供給の停滞
23	⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積土砂等の流出による死傷者の発生
24		7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
25		7-3	農地・森林等の被害による県土の荒廃
26	⑧ 社会・経済が、迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅延
27		8-2	復旧を支える人材等の不足、復興ビジョンの欠如等による復興停滞
28		8-3	文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
29		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備の停滞による復興遅延

リスク・シナリオごとの脆弱性評価 (現状に対する評価と今後の方向性)

※本文中の略号

総務課【総】 財政課【財】 財産活用課【活】 会計課【会】 まちづくり課【ま】 税務課【税】
 収納課【収】 住民課【住】 健康課【健】 福祉課【福】 産業観光課【産】 都市整備課【都】
 上下水道課【水】 学校教育課【学】 こども育成課【こ】 社会教育課【社】 議会事務局【議】
 監査委員事務局【監】

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

ア 耐震化【活・都・学・こ】

- ① 建物の耐震化事業は、県の補助事業を活用して、住宅又は特定建築物の耐震改修の推進や、危険住宅の移転等促進しようとしている。
- ② 学校・幼稚園・保育所等の耐震強度の維持・補強は、基本的な耐震基準は満たしているものの、老朽化等により、施設の耐久性・機能性に支障を及ぼしていたり、避難所として使用することを想定している施設が、耐震等級2を満たしていない等の公共施設が散見される。
- ③ 学校等は、「学校施設等長寿命化計画」、児童館等は、「篠栗町児童館3館保全計画」等各計画に基づき、計画的に耐震化を推進していく必要がある。
 避難所に指定されている施設は、避難所としての耐震基準を満たすように優先的に改修する必要がある。

イ 木造・老朽化家屋、特定空家等の把握・措置【都】

空家等対策協議会を設置(R4.8)し、空家等実態調査及び空家等対策計画の更新を行っている。(R4・5年度)

今後、空家実態調査結果を活用して空家の利活用を検討するとともに、特定空家の解消を推進する。

ウ 大規模盛土造成地等の把握【産・都】

- ① 県の調査をもとに、大規模盛土造成地（谷埋め型及び腹付き型盛土地区）の把握、ランク付けを行うとともに、大規模盛土造成地マップを公表して住民への周知を行っている。今後、町内開発等の事前協議及び申請時の確認、法令等に基づく指導、助言を行い、大規模盛土造成地に対する意識醸成を図るとともに、大規模盛土造成地の経過観察・宅地耐震化推進事業を検討する必要がある。

- ② 農地及び山林における大規模盛土造成地の概況を把握するとともに、「福岡県土砂埋立て等による災害の発生に関する条例」にもとづき福岡県及び農林事務所と情報の共有を行う。

エ 消防体制強化【総・健】

- ① 消防法改正に伴い、町総合保健福祉センター「オアシス篠栗」地下駐車場の泡消火設備の弁改修・使用薬剤入替を行って、点検が可能となるよう改修予定である。(R 5)
- ② 消防団は、地域防災力として中心的な存在であるが、消防車両等が老朽化しており、更新が必要である。

オ 2次災害防止のための応急危険度判定体制の整備【総】

2次災害を防止するため、応急危険度判定士の確保が必要であるが、検討されておらず、災害時の早期確保策の検討が必要である。

1-2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生



ア ため池等のハード・ソフト対策の推進【総・産・都】

- ① 県総合防災情報の観測情報等により、災害状況の把握や避難情報の発信を行うとともに、気象台・県のホットライン情報を、本部長の状況判断に活用しているが、町域のため池に関する情報収集手段が欠如している。
今後早期に、ため池警報を確立して、周知する一方、観測機器設置等ため池の観測体制や多重手段による情報発信手段を整備する必要がある。
- ② 防災重点農業用ため池 23 箇所について、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を順次実施するとともに、ハザードマップ作成を推進する。
- ③ 国・県・市町からなる 2 級水系流域治水協議会において協議・情報共有等を行い、今後、流域治水プロジェクトに基づき、間伐の促進等流域治水対策を推進する。

イ 浸水想定区域の浸水対策【総・都・水】

- ① 出前講座等により、浸水想定区域にかかる町民、自主防役員等に対して、早期避難や、声掛けによる高齢者等の避難促進を呼び掛けている。今後各地域の特性に応ずる避難態勢や、自主防災組織の活動等の具体化を支援する。
- ② 外水ハザードマップに基づく、開発行為等における対策を強化するとともに、県開発要綱等に準拠した事前協議の実施等により、豪雨災害時の浸水の軽減を図る。
- ③ 計画的に水路の浚渫を行う。

ウ 雨水貯留・浸透施設等の整備【都・水】

- ① 開発行為者による開発地公園の地下に雨水貯留施設を設置している。
- ② 雨水計画・汚水計画を作成して対応している。今後、開発行為における雨水流出抑制施設の設置を指導するとともに、駐車場貯留・屋上緑化・透水性舗装・雨水タンクの設置等を推進する。

エ 下水道等の排水能力の向上【都・水】

- ① 老朽化した側溝の改修整備を行うとともに、町管理河川の護岸及び兼用護岸道路の維持・管理を強化している。
老朽化した側溝の改修整備・維持管理を継続するとともに、篠栗町内の道路、河川及び水路、町公共土木施設、必要な箇所改良及び整備を推進する。
- ② R 5～9、公共下水道管きょ清掃を業務委託する。(10km/年)

オ 内水ハザードマップの作成【総・都・水】

現在内水ハザードマップがなく、作成を検討するとともに、出前講座、学校における防災教育に反映し、町民や児童・生徒に対して、内水氾濫に対する理解の深化を図る必要がある。

カ 浸水想定地域の早期避難体制【総・福】

出前講座等により、住民等に対し早期避難の啓発や、防災士の育成（現在40名）を行っているが、避難者自体が多くない。

今後、避難所の保持要領や備蓄体制等をはじめ、個別避難計画、避難確保計画の作成と、要配慮者利用施設等の避難訓練の促進等避難体制全体を再構築するとともに、自主防災組織等に対する早期避難の啓発の継続、防災士の増加と知識・能力・技術の向上、地域タイムライン、マイ・タイムラインの作成支援等を通じ、地区防災計画の作成と実効性向上により、早期避難態勢をさらに強化する必要がある。

キ 中・長期避難態勢の確立【総・健・福】

現在、町は、13箇所の指定緊急避難場所と19箇所の指定避難所を指定しているが、特定避難場所は未確立である。また、大規模災害に伴う中長期避難に耐えうる避難所体制・運営要領が未確立である。

町総合保健福祉センターオアシス篠栗の温浴施設が、新型コロナウイルス感染症対策で長期休止中で、再開するには老朽化箇所等の改修が必要であり、災害時の衛生管理等に利用できない状況にある。(オアシス篠栗は、R6末までに概成予定(備品除く))

このため、早期避難体制の再構築と合わせ、大規模災害時の被災者支援対策を充実して、健康管理、衛生管理体制を構築し、被災後の災害関連死等の予防を図る。

ク 氾濫を想定した避難情報発令態勢の向上【総】

避難情報等の発信基準や発信の判断は、気象台の防災気象情報等及び県総合防災情報の観測情報等をもとに実施している。状況によっては、地域の特性に合わせて先行的に発令しなければならない場合や地域もあるものと推測するが、災害被害の発生予測やそのための基礎資料の整備に至っておらず、災害実績や伝承等基礎資料と、気象情報や観測情報と総合した分析予測に基づく先行的発令要領を具体化する必要がある。

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

ア 危険個所の補強【産・都】

治山事業・砂防事業を推進するとともに、道路改良工事や路肩部・法面等の維持補修工事の実施しているが、局部的な改修である。

町内の7割が山林のため山地崩壊のリスクが高く、毎年、福岡県に対し治山えん堤の設置を要望している。

今後も、土砂災害警戒区域・避難経路沿い等の危険個所の整備を継続する。

イ 警戒区域の避難体制の強化【総・福】

避難確保計画・個別避難計画を策定中である。

今後早期に計画を概成させるとともに、要配慮者利用施設の避難訓練等促進、要支援者台帳の整理統合、自主防災組織の活動との連携を通じ、警戒区域の避難体制を強化する。

1-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

ア 防災情報通信基盤の強化【総】

今年度、防災行政無線システムを更新するほか、メール等7種類の発信手段で避難情報等を発信しているが、音声による伝達等に限界があるほか、高齢者等には情報メール等の利用が浸透していない。

今後、防災行政無線の耐震化・補強、音声障害地域への戸別受信機・反射板の設置等を検討するほか、短切で明瞭な放送内容を心掛ける等確実に避難情報が住民に届けられる手段を検討する。

イ 防災ハザードマップの更新・普及【総】

防災ハザードマップは、行政区加入者向けに配布しているが、同加入者の低下等により、全戸配布に至っておらず、未加入者は町公式ホームページから確認する態勢になっている。

今後、防災をトリガーにした加入率の向上を行政区とともに模索し、ハザードマップの全戸配布に向けた取組みを継続する。

防災出前講座等を通じ、地域のハザードの啓発を継続するとともに、防災士等を活用した「防災まち歩き」等リスク・コミュニケーションを計画・実施して、地域の防災意識醸成を図る。

ウ 災害情報の収集手段の強化【総・ま】

災害情報の収集については、現在、气象台等の防災気象情報、職員や消防団の巡回時の通報のほか、住民側からの電話通報に依存しているのが現状である。

今後、自主防災組織等住民参加も含めた収集体制や関係機関との連携により、情報源の増加を図り、特に初動時の状況の把握につなげる。

各行政区は、自主防災組織等により連絡網を保持しており、LINE等SNSの活用も含め、地域等の連携を確立することにより、収集体制を充実させる。

エ 地域(自主防災組織)の避難態勢の強化【総・健・福・都】

福祉避難所や、ペット避難所等特定の避難所を検討中である。

R5中にペット・コロナ避難所を検討し、それぞれの利用者に対して周知及び手続等の案内を広報する。R6末までに福祉避難所体制を構築する。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

ア 町・個人・地域の備蓄推進【総】

現在、町の災害用備蓄は、大規模災害時の被災者に供給するには種類・量とも不十分であり、個人・地域の備蓄にはばらつきがある。

R 5以降、町の災害用備蓄を強化するとともに、出前講座等を活用して、個人、地域の備蓄を推奨する。

イ 地域の物資・燃料提供業者等との協定及び災害時物資供給体制の構築【総・産】

① 現在町が締結している物資関連の災害時支援協定先は、エフコープ等5社のみである。

R 5以降、スーパー等食料、日用品の支援が可能な業者、輸送・物流管理が可能な業者等、全石連等との災害時緊急通行車両等への燃料供給可能な非公開型SSとの協定等を締結し、物資補給・物流管理・端末地輸送体制を確立する。

② 物資拠点候補地として篠栗町社会体育館を指定しているが、物資集積場所との切り分けができていない。

R 5以降、地域内輸送拠点を町の物資窓口として他の地区の集積場所とのネットワーク、拠点における物流管理と端末地までの輸送構想を確立する。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

ア 孤立想定地域の緊急補給物資の備蓄・防災ベンチ等自活資器材の設置【総・都】

現状では、孤立想定地域の備蓄を計画していない。今後、非常食・発電機・燃料等の分散備蓄や、地域内公園・公民館に防災ベンチの設置、行政区・自主防の活性化等孤立間の自活能力の付与等により孤立解消までの被災者の健全性の確保を図る。

イ 緊急患者輸送等医療体制強化（ヘリポート・救急病院受入態勢）【総・健・都】

現在、ヘリポートは、住宅地域内にある小中学校等4か所を指定しているが、山間部等孤立予想地域にヘリポートがなく、ヘリポート適地も限られている。

R 5以降、孤立想定地域の臨時ヘリポートを調整・指定するとともに、災害時医療体制との連絡要領を確立し、孤立した場合も医療、健康管理支援が可能な体制を構築する。

ウ 孤立想定地域を重視した情報通信基盤整備の推進【総・ま・産・都】

現在、公民館に、アンサー・バック式防災行政無線を設置しているほか、町域に分散配置しているが、音声通信は、地形・電波状況の影響を受けやすく、災害時、放送が雨音でかき消されたり、H29九州北部豪雨のように行政無線の鉄塔が倒壊・流失する場合もある。

今後、受信障害地域に対する戸別受信機の配布、無線の強度の向上、防災行政無線に代わる音声発信手段等の整備を計画・推進するとともに、アンサー・バックを使用した孤立地域との情報連携、ため池警報等信号通信の周知、避難情報の伝達・広報要領の簡潔化等を検討する。

エ 町内幹線道路等の整備による迂回路等整備（行止り解消等）【産・都】

萩尾区、特に呑山地区は主要道路が県道宗像篠栗線のみしかなく、県道被災時は災害孤立地域の恐れがある。

今後、萩尾地区の町道林道整備による、県道と町道林道のダブル・ウェイの整備・迂回路の整備を行い、主要道が途絶した場合も被災地域から離隔できる手段を確保する。

この手段として、林道小葉山線開設工事中（事業主体：福岡県）であり、R5までに完成予定である。

2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

ア 消防団施設の強靱化【総・財】

消防団倉庫の強度点検と基準を満たしていない施設の補強、老朽化施設の建て替え等を計画的に推進し、災害時、消防装備の被災や出動困難な状況の回避に備える。

イ 自主防災組織等地域の防災力・防犯力の育成【総】

出前講座等による啓発、自主防災組織の地区防災計画・活動要領等構築支援、災害対策本部との連携体制構築、地域の防災訓練の計画・実施支援等により、防災力・防犯力を育成する。

この際、防災士等の育成と、防災士の運用指針等を明らかにして、防災士が地域内で有為に活動できる環境を整備する必要がある。

ウ 迅速な広域応援・災害派遣要請等のための体制整備、町内幹線道路の整備【総・都】

① 現在、広域消防応援協定・福岡都市圏市町消防相互応援協定・福岡県消防相互応援協定等締結している。その実効性を高めるため、関係者との交流、合同訓練の検討等を行い、消防の応援体制を構築する。

② 職員等の応援派遣は、災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（県及び県内市町村）・一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書（福岡市、糟屋地区市町）・篠栗町における大規模な災害時の応援に関する協定書（国交省九地整）等の協定により担保されているが、調整系統・要領等が具体化されておらず、実効性が失われている。

R 5以降、逐次協定の実効性を回復するとともに、関係者交流による連携体制の持続的構築と図上訓練等により、連携の検証等協定の実体化の向上を図る必要がある。

- ③ 救援部隊の活動を容易にするための町内道路を整備し、災害時等緊急車両の行動が阻害されないよう整備を行う必要がある。

エ 救急医療体制の強化【健】

現在、災害時の医療救護活動に関する協定（H30 粕屋医師会）を締結しているが、応急救護所等への医療班派遣等連携体制、医療調整所における調整要領等具体化すべき事項が多い。

今後、災害時医療として実施すべき事項の洗い出しや、資源配分、医師会等との連携体制の構築、検証訓練等を計画的に具体化するとともに、災害医療に関する受援体制を構築して、災害時の救護から健康管理体制まで効果的で持続可能な体制の具体化を図る。

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

ア 町広域に分散するお遍路さん・観光客等帰宅困難者の収容先の確保【総・ま・福・産】

災害時帰宅困難者の避難誘導要領、お遍路さん他観光客に対する避難支援や臨時収容先等が具体化されていない。

今後、旅館組合・霊場会等との協定の締結による臨時避難先の確保や帰宅困難者等の避難所等への誘導要領・表示の設置等を具体化する。

イ 外国人観光客・帰宅困難者等への避難支援・情報伝達体制の整備【総・ま・福・産】

関係者や避難所等に自動翻訳機等の整備はなく、防災マップは日本語版のみである。

今後、多言語対応翻訳機、「誰でもわかる優しい日本語」等外国人の避難誘導や情報提供に必要な資機材の整備を検討するとともに、旅館、寺院等での受入環境の整備、多言語表記の表示・避難場所における多言語による情報提供要領等を検討する。

大学との災害時支援協定を締結し、非被災地域の留学生等を通訳支援要員として確保し、災害時の支援を確保する。

2-5 被災地における医療機能・福祉機能の麻痺

ア 医療機能の強靱化【健】

災害時の医療救護活動に関する協定（H30年 粕屋医師会）を結んでいるが、詳細は決定していない。

今後、医師会等との協定内容の具体化や、それに基づく医療機関の耐震・自家発電・燃料備蓄等を促進し、災害等の医療活動の基盤を確保する必要がある。

イ 拠点病院への搬送体制の整備【総・健】

災害時の医療救護活動に関する協定（粕屋医師会）に基づき、福岡青洲会病院を緊急集中救護所に指定しているが、細部について具体化していない。

消防等に救急車両の増加を要望している。

自衛隊等救急車依頼調整・ドクターヘリ他航空機の調整要領等について未検討である。今後、必要な要望を継続するとともに、搬送手段等の調整要領を確認し、具体化する。

ウ 福祉避難所体制の整備【総・健・福】

災害時の福祉避難所として、オアシス篠栗と県社会教育総合センターを指定しているが、細部の開設・運営体制が未確立で、運営のための資源も不足している。

R 5以降、福祉避難所の選定を急ぐとともに、運営要領を構築する。

大学・福祉専門学校・NPO等と災害時支援協定を締結し、学生等を支援要員として福祉避難所ケア要員を確保し、同行者も受入れ可能な福祉避難体制を確保する。

災害時福祉嘱託員登録制度や福祉ボランティアの募集等の検討を試み、福祉避難所ケア要員の確保・拡充を図る。

2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生

ア 避難所の感染予防の徹底【総・健・福】

- ① 感染症予防に留意した避難所運営マニュアルが十分に周知されていない。
- ② 大規模災害時を想定すると、段ボールベッド・消毒用資材等の備蓄が不足する可能性がある。

今後、感染症予防に留意した避難所運営マニュアルの統合・周知を徹底とともに、必要な備蓄の充実を図る。

イ 消毒・防疫体制の整備【健】

消毒衛生物品、消石灰・オスバン等の防疫物品が不十分である。今後、消毒・防疫物品の備蓄を計画的に行う。

ウ 遺体対応体制の強化・近傍の埋火葬施設との協定【総・福・都】

現在、古賀市に火葬施設、町域内に篠栗町葬祭場とカブトの森公園の2箇所を遺体安置施設候補地を指定しているが、1カ所は仮設建設を前提としており、運動公園のため避難所等として競合する可能性がある。また、被害発生時の対応要領が具体化されていない。

今後、身元不明者のための仮埋葬地の選定、町域内の安置所候補地の検討、遺体の洗浄、エンバーミング等葬儀業者等との協定の締結、遺体対応態勢の構築により、衛生環境等に影響を及ぼさないよう適切な遺体対応体制を構築する必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

ア 健康管理指導体制の強化【健】

避難生活を伴う中・長期の全般的な対応態勢の構築が必要で、災害時保健活動マニュアルは策定されているが、運用要領の具体化が必要である。医薬品用冷蔵庫は完備している。災害時保健活動マニュアルの運用・整備を具体化していく。

イ 水・トイレの確保【総・福・都・水】

トイレ・トレーラ×1を保有している。

応急給水体制・上水道応急復旧体制の計画・生活用水貯留施設の補強等を検討する。

トイレは、トイレ・トレーラの運用も含め、マンホール・トイレの整備、仮設トイレのリース等協定の締結等必要見積数の確保に努める。

ウ 車中泊者等へのテントの貸出し等資器材備蓄・テントサイトの確保【総・福・産・都】

ペット同伴や、プライバシーの確保、コロナの感染予防等車中泊の有用性は高いと考えるが、専用の施設、貸出機材の備蓄等は検討されていない。

運動公園・キャンプ場等を車中泊・テント泊スペース等として整備する。この際、CO₂排出実質ゼロ化を追求し、給水・電気等の維持経費等の節減に努める。

貸出テント等の備蓄を推進する。

エ 生鮮食料品の供給確保・温食の供給体制【総・産】

災害時の非常用食料は、弁当や、レトルト食品、菓子パン等が多く、理想的な食生活とは言えず、要支援者等の避難生活間の健康被害回避・健康管理に好ましくない。災害時の栄養・食生活支援マニュアルも未策定である。

今後、大手スーパー、JA等との協定により、生鮮食料品を大規模スーパー、生産者から直接供給を受けて確保するとともに、住民参加の避難所運営による炊出し等調理体制を確立して、避難生活間においても努めて健康的な食生活を実現する。

炊出し等において、高齢者等に活躍してもらうことで生活不活発病やエコノミー症候群の緩和に貢献できる。

キッチンカー等ケータリング業者や料飲店組合との協定、自衛隊に対する給食支援の要請により、炊出し等が困難な避難所や在宅避難者に対する温食の供給を検討する。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発

ア 自主防犯組織等地域の防犯力の育成【総】

災害時、交通の混乱、警察機能の被災、災害対応への投入等により、地域内の治安能力が低下し、犯罪発生の可能性が高まる。地域組織は、交通安全協会のみである。

地域組織育成と警察との連携により、自警巡回等地域の目を確保する必要がある。

イ 警備会社等との協定【総】

現在警備会社等との協定はなく、避難所の巡回、地域のパトロール等のため警備会社等との協定を締結する。

ウ 女性への犯罪予防・保護啓発【総・ま・福・社】

上記巡回や、被災者・ボランティアへの注意喚起により犯罪発生を抑止するとともに、出前講座等の機会を捉え、避難時の警笛・ブザー等の防犯グッズの携行、避難所における死角の消滅や、単独行動の回避を周知する。

エ 輸送手段の確保【総】

災害時、交通手段が麻痺すると、自宅の片づけ、日用品等の買出し、被害認定調査や罹災証明の申請等に支障を来す場合があるが、災害時の輸送力確保が未整備である。

今後、マイクロバス等を所有する観光バス会社等との協定により、町内の災害時輸送体制を構築する必要がある。

3-2 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

ア 町庁舎・災害時使用施設を重視した耐震化・補強【総・財】

学校校舎等は耐震基準を満たしてはいるが、避難所として使用を想定している施設を計画的に補強している。

今後も、避難所等活用施設の耐震補強を推進するとともに、体育館等非構造部材を使用する施設の点検が必要である。この際、避難所に指定されている施設は、避難所としての耐震基準を満たすように優先的に改修する。

イ 関係機関との連携態勢の強化【総・都】

町土木組合及び建設協力会と災害時支援協定を締結して、災害時の緊急対策工事等に関する協力体制を構築している。

今後も、防災関係機関等との合同訓練等により連携要領を具体化するとともに、町土木組合等協定締結業者等との定期的な内容確認や訓練を通じ連携体制の強化を図る。

ウ 町の災害対応要領の確立・防災力の組織化【総】

町業務継続計画・受援計画・各行動マニュアルの深化により、対応要領を具体化するとともに、広報紙・出前講座等により、町民、自主防災組織の啓発を継続する。

エ 災害対応業務効率化のためのシステム構築・資器材整備【総・財】

地域防災計画の見直し等を通じ、アナログによる業務要領を具体化している。

災害時に使用が想定される既存のシステムは、総合行政システム、地理情報システム、ビジネスチャットであるが、各課が個別に使用しているものもあり、全体を把握できていない。

災害対策本部設置時に速やかに業務対応できるよう、庁内ネットワーク環境を整備している。(L G W A N無線接続化等)

今後、システム的前提となる業務要領の確立に合わせ、企業や大学等との連携、先進自治体の研修により、災害対応組織運営に必要なシステムの構築を検討する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

ア 通信手段の多重化【総・財】

一般回線のほか、県防災情報システムにより、必要な関係機関との通信を確保しているほか、防災メール等により避難情報の伝達・共有を行っている。

多くのシステムがクラウド型であり、回線障害時の業務継続が困難である。

S N Sの活用を継続するほか、避難所の特設電話の利用促進、緊急通信回線の確保・救援部隊・協定先等との連絡方法の確立が必須である。

全通信の途絶を予期して、アマチュア無線連盟等も検討する。

イ 町の独立的活動能力の向上【総】

通信が途絶した場合も最小限必要の対応が可能なように、マニュアルの作成等を通じ、通信途絶時の業務遂行体制を検討する必要がある。

地域においても、通信が途絶しても当面の自活・応急医療処置が実施可能な体制の構築を目指す。

4-2 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

ア 情報発信手段の多重化【総・財・ま】

防災行政無線・メール等複数の情報発信手段を活用しているが、高齢者等には不便等との印象があり、災害時におけるデジタル・デバイド※対策が行えていない。

防災行政無線更新の機会を捉え、新たな情報発信手段・情報連携方法等を検討するほか、コミュニティFM局との協定等による情報発信も模索する等デジタル・デバイドの解消・緩和に向けた施策の検討が急務である。

※デジタル・デバイド： インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差（出典：総務省）

イ 自主防災組織等地域との通信確保【総・財】

市内S N Sの外部連携機能を使用すれば、篠栗町から個人への連絡が可能となるが、運用が整備されていない。S N Sネットワークの強化と運用要領の整備が必要である。

それでも情報通信が途絶した場合に備え、緊急通信要領を準備しておく。

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に

留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

ア 緊急車両用給油所の確保【総・産】

現在、災害時の緊急車両への給油のための非公開型給油所は久山町であり、近傍に緊急車両や、災害従事車両用の非公開型給油所がない

道路途絶や交通渋滞が予想される中で、迅速な災害対応活動や、避難所・本部等の発電機の燃料補給のため、近傍に非公開型給油所が必要である。全石連九州支部等に要請、協定締結により、町域の近傍に非公開型給油所の指定を依頼する。

イ 避難所予定施設に発電機・燃料の備蓄等の促進【総・健】

① 町総合保健福祉センター「オアシス篠栗」は、災害時福祉避難所として運営することを予定しているが、非常灯等用発電機のみで、全館への給電が可能な発電機はない。福祉避難所は、医療機器、その充電、医薬品等の冷蔵等のために電力が必須であり、大容量発電機の整備が必要である。

現在指定避難所（行政区公民館）に発電機、燃料備蓄等はなく、停電時の給電手段がない。公民館に発電機・燃料、または大容量充電バッテリーの備蓄等非常用電源が必要である。

ウ 再生エネルギー等の導入【都】

現在、篠栗町社会体育館（篠栗北中学校内）、萩尾分校に太陽光発電設備、オアシス篠栗の温浴施設にバイオマスボイラーを設置している。

脱炭素政策の推進により、避難所や医療救護所等必要な電力の確保体制を整備する。

- ① 電力会社の電力供給に依存しない P P A (Power Purchase Agreement=電力販売契約)
 - ② 公用車の電動化による避難所における V 2 H (Vehicle to home 車から家庭への充電)
 - ③ 公共施設の Z E B 化・新築住宅の Z E H 化 (Net Zero Energy Building/House)
- 誘導による消費電力の削減・電力創出 等

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

ア 給水施設の耐震補強・耐浸水措置【水】

今後、給水施設の更新計画を策定するとともに、水道技術管理者、土木施工管理技士等の育成を検討する。

イ 給水資器材の備蓄【総・水】

給水袋等の備蓄を推進する。

ウ 生活用水等の雨水利用【都】

今後、防災施設等への雨水枡等の設置や、内住地区のような雨水利用地区への安定的な水の供給及び浄化を検討する。

エ 浄水場の耐震化等機能強化【水】

R 6 末までに浄水場の更新計画を策定するとともに、管路施設の更新計画を順次改訂していく。

5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

ア 下水道暗渠の耐震化【水】

副管の耐震化を検討する。

イ 災害時し尿処理能力の強化【都・水】

災害廃棄物処理計画を策定している。今後、業者との協定締結を行うとともに、一部事務組合及び構成3町での対応方針を検討し、災害廃棄物処理計画の更新に反映する。

緊急時の協定締結を検討するとともに、町の下水道事業継続計画(B C P)を改訂する。

ウ 災害時仮設トイレの増加【総・都・水】

リース業者等との協定締結により、避難所ほか、各拠点、災害廃棄物等処理場・仮置き場等への仮設トイレの設置及びし尿処理要領を検討する。

避難所施設にマンホール・トイレの建設を検討する。

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

ア 地域の交通手段の確保【総・福・都】

災害時、交通手段が麻痺すると、自宅の片づけ、日用品等の買い出し、町役場への被害認定調査や罹災証明の申請等に支障を来す場合があるが、災害時の輸送力確保が未整備である。(前出)

今後、マイクロバス等を所有する観光バス会社等との協定により、町内の災害時輸送体制を構築する必要がある。

福祉巡回バスの臨時移動手段への流用の可否について検討するとともに、バスの電動化等を検討し、災害時の負担軽減を図る。

イ 町道等の整備【産・都】

橋梁の長寿命化措置を講じるとともに、各区からの要望や林道の現状から、整備工事を実施している。

今後、計画的に、避難経路上の側溝の改修や行止まり解消の処置、林道の整備を行っていく。橋梁は、急速に劣化していく恐れがあるため、定期的な点検及び修繕を橋梁長寿命化修繕計画に基づき、道路メンテナンス事業を活用していく。

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

ア 防災施設の耐震化【総・活・都・学・こ】（前出）

- ① 建物の耐震化事業は、県の補助事業を活用して、耐震改修の推進や、危険住宅の移転等促進しようとしている。
- ② 学校・幼稚園・保育所等の耐震強度の維持・補強は、基本的な耐震基準は満たしているものの、老朽化等により、施設の耐久性・機能性に支障を及ぼしていたり、避難所として使用することを想定している施設が、耐震等級2を満たしていない等の公共施設が散見される。
- ③ 学校等は、「学校施設等長寿命化計画」、児童館等は、「篠栗町児童館3館保全計画」等各計画に基づき、計画的に耐震化を推進していく必要がある。
避難所に指定されている施設は、避難所としての耐震基準を満たすように優先的に改修する必要がある。

イ 非常電源確保の措置【総・財・健・都】（前出追加）

- ① 町総合保健福祉センター「オアシス篠栗」は、災害時福祉避難所として運営することを予定しているが、非常灯等用（小容量）発電機のみで、全館への給電が可能な発電機はない。福祉避難所は、医療機器、その充電、医薬品等の冷蔵等のために電力が必須であり、大容量発電機の整備が必要である。
現在、指定避難所（行政区公民館等）に発電機、燃料等停電時の給電手段がない。公民館に発電機・燃料、または大容量充電バッテリーの備蓄等非常用電源が必要である。
- ② 災害時給電が必要な町施設で、所要に見合った発電機容量が確保されていない。
- ③ 当面、避難施設における発電機の更新、蓄電池及び発電機等の整備等を具体化して、災害発生に備える。
- ④ 現在、地域再生エネルギー導入計画を策定し、町社会体育館、篠栗小学校萩尾分校に太陽光発電設備、オアシス篠栗の温浴施設にバイオマスボイラーを設置している。
公民館等町公共施設の非常用電源について、発電機・燃料の確保策だけでなく、再生可能エネルギー及びZEB化の推進を検討し、ハイブリッドな給電対策を検討する。

ウ 災害発生の緩和【産・都】

予算の範囲内で林道の整備を行っている。

防災インフラに対するグリーンインフラ（植樹柵・通水性舗装・貯留タンク等）の導入を検討する一方、土砂災害警戒区域、急傾斜地や浸水想定区域等の危険区域に再生エネルギー施設の設置を制限する条例の制定等により、再エネ施設の無理な開発を抑制する為の条例の制定及び制定後の適切な運用を検討する。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーン、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

ア 商工会等と連携した業務継続・早期復旧支援【総・産】

商工会と連携した企業BCPの作成支援を行っている。今後も商工会と連携して出前講座等の機会を活用した地元業者等への啓発を計画するとともに、地域の防災訓練等への参加を依頼していく。

イ 主導的な風評回避対策【産】

災害時、応急対応活動や、復旧状況を町内外に積極的に広報して、町に関する風評被害の未然予防を図るよう計画し、町民に対する周知と定例記者会見等を通じた新聞等への積極広報により、風評被害の発生を回避するとともに、被災者の復旧意欲・活力を醸成し、町の復旧復興活力回復の資とする。

6-2 食料等の安定供給の停滞

ア 農業従事者への災害回避(県事業)・復旧支援【産】

農業共済の申請の際、被害状況を把握するとともに、農地災害復旧は、申請に基づき、随時復旧または処理を行っている。

イ 輸送網の整備・復旧体制の強化【都】

緊急輸送路から町避難所等を結ぶ町道の拡幅改良・側溝整備等を行っていく。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積土砂等の流出による死傷者の発生

ア ため池の堰堤整備による決壊予防【総・産・都】

- ① 防災重点農業用ため池について、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を順次実施し、ハザードマップ作成を進めている。これに合わせ、居住地域への影響が大きな馬手池、極楽池の防災工事を計画中である。

防災重点農業用ため池 23 カ所について、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を順次実施し、ハザードマップについては、作成・公表を進める。

劣化状況評価の結果、①堤体リスクの評価、②下流への影響度を踏まえ、総合的にリスクを評価し、緊急性の高いものから順次防災工事等を実施する。

ハザードマップ作成に合わせ、ため池警報を計画するとともに、町民への周知・徹底を図り、緊急時迅速に退避行動がとれるよう備える。

- ② 福岡県の調査によって作成された浸水想定区域図をもって、ため池の周囲の概況を把握するとともに、農業環境整備事業を行っている。

イ 多々良川の浚渫等氾濫予防措置【都】

多々良川浚渫工事計画について、毎年、福岡県土整備事務所に要望を提出している。

7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

ア 迅速な避難態勢の周知徹底【総・産】

危険物に関する警報の策定・周知を行う。

7-3 農地・森林等の被害による県土の荒廃

ア グリーン・インフラの活用【産】

町内の山林において、計画的に間伐等森林整備を行い、広域森林組合と連携して荒廃森林整備事業として民有林整備を行っている。

今後も、森林整備計画に基づいて実施していくが、間伐等山林整備等が、保水力向上につながり、町の防災力向上のみならず、流域治水の一助となることを部内外に周知し、自然との共生＝地域防災力を広報していくことは有用である。

イ 農業水利施設の保全活動支援【産】

今後も、地元からの要望や劣化状況に応じた農業用水路の整備を継続する。

ウ 山林等林野火災の延焼による被害者の発生【産】

要所に防火用水や、注意喚起の看板を設置するとともに、山林防火帯となる林道の整備を行っている。

今後も引き続き、住民・観光客に山火事予防の注意喚起を行うとともに、計画的に林道整備を実施していく。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅延

ア ボランティア支援等による災害廃棄物搬出要領確立【都】

災害廃棄物処理計画の策定を完了した。

社協との連携により、ボランティア支援による廃棄物搬出態勢の可否について検討するとともに、仮置き場用地の選定・仮置き場運営要領（勤務要領）の検討を推進する。

イ 廃棄物処理業務要領の確立【都】

処理場の選定（非公開）と処理要領の策定が必要である。

8-2 復旧を支える人材等の不足、復興ビジョンの欠如等による復興停滞

ア 復旧・復興の原動力となる人材育成【総・各課】

庁内において、事前復興準備の検討体制を構築して、調査・研究により復興構想の検討ニーズを明らかにし、被災者復興（生活復興・産業復興）と被災地復興（社会復興・基盤復興）の各担い手（担当者）を育成していく必要がある。

イ 復旧体制・復興体制の構築【総・各課】

復旧・復興構想と必要な体制を確立し、仮設建設用地等土地整備等を研究する必要がある。

8-3 文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

ア 自治会加入率の向上【総・ま・社】

現在、自治会加入率が漸減傾向にある。自助・共助の強化のためにも自治会加入率を向上させる必要がある。

今後、広報誌や出前講座の機会を活用して、防災活動が、加入・非加入にかかわらず「災害からいのちを守る」ための行動であることを周知し、加入率向上のトリガーにするよう地域に働きかけていく必要がある。（防災を通じて加入率が向上した自治体がある）

イ 地域のPR促進【総】

① 災害時災害発生から、復興までのロードマップを周知・啓発するとともに、復興のグラウンド・デザインの策定・公表等により、地域全体に防災意識の醸成を図る必要がある。

② 文化財や環境的資産に係る情報を周知・啓発し、文化財等愛護の精神を醸成することにより、防災意識・対策の向上を図る必要がある。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備の停滞による復興遅延

ア 総合計画・都市整備計画への候補地等の挿入【都】

事前復興に基づく復興構想の策定により、災害対応活動・復旧復興事業のイメージ化を図るとともに、総合計画等に反映させていく必要がある。

イ 構想を前提とした用地の確保【都】

候補地の公園等多目的活用方法（公園の用地流用）を確立し、復興時円滑に事業を推進する基盤を日ごろから検討しておく必要がある。